



商工会議所の海外展開サポートプラン グローバルプロテクト

海外知財訴訟費用保険制度

知的財産権訴訟費用保険

保険期間 平成**28**年**7**月**1**日午前**0**時～平成**29**年**6**月**30**日午後**12**時

保険料振込締切日 平成**28**年**6**月**20**日(月)

●**中途加入は毎月受付中**

お申込月の翌月1日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。

中途加入の場合、補償期間は平成29年6月30日午後12時までです。

なお、保険料補助制度の関係上、平成29年2月1日始期分まで中途加入が可能です。



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd



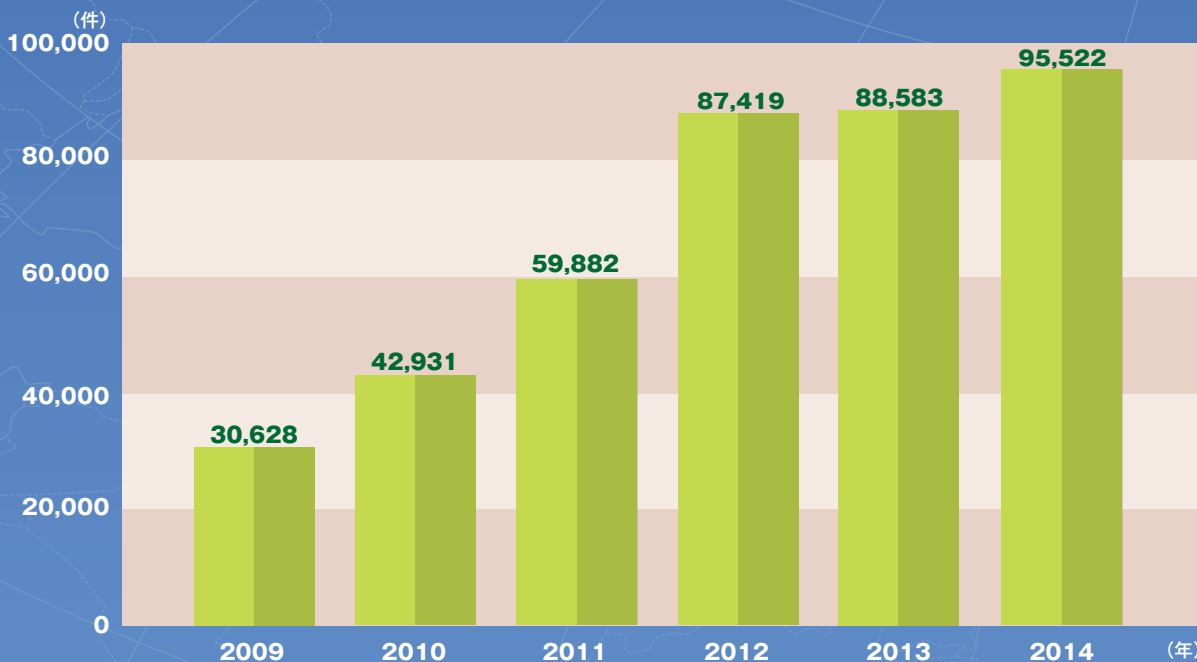
特許庁
JAPAN PATENT OFFICE



海外知財訴訟リスクの高まり

中小企業等による外国出願件数や現地企業等による出願件数の増加に伴い、知的財産権（知財）の侵害訴訟件数が増加しています。新興国等で知財係争に日本企業が巻き込まれるリスクが高まりつつあります。

● 中国知財民事訴訟件数の推移



出典:2009～2014「中国知財産権保護状況」
(国家知識産権戦略網 <http://www.nipso.cn/bai.asp>)

海外での 知財訴訟の 事例



1

展示会に出展した製品に使用している技術や、デザインが
第三者の特許権や意匠権を侵害していたとして、
知的財産権侵害として
損害賠償を請求する訴訟を提起された。

2

外国企業と共同研究開発を行い、
当該外国企業に特に断ること無く、
その成果についての**出願権を第三者に譲渡**したところ、
当該外国企業から
権利侵害として訴えられた。

出典:中小企業向け海外知財訴訟リスク対策マニュアル(特許庁)

知的財産権についてはP.3をご参照ください。

海外での知財係争による経営

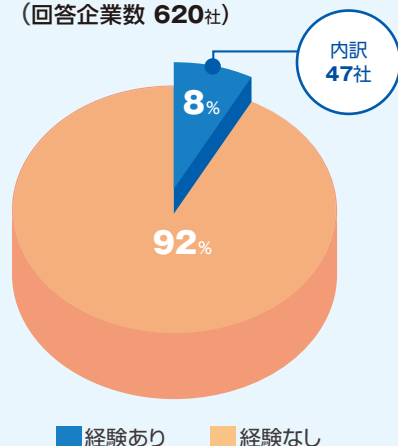


海外での知財訴訟は高額な係争費用が負担に

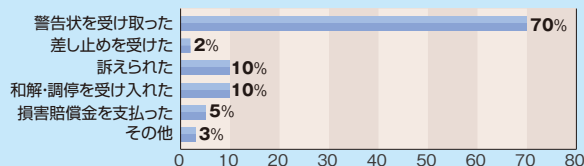
- ① 外国出願経験のある中小企業へのアンケート調査※によると、**回答企業の8%が海外で警告等を受けた経験**があります。
- ② 係争のきっかけとしては、警告状によるケースが多いですが、**警告もなく、突然、差し止めされたり、訴状が届く**というケースも散見されます。
- ③ 対抗措置として司法的措置をとったケースは33%となっており、**高額な訴訟費用が必要になる可能性が高い**です。一方専門家の支援を受けて、訴訟に至らずに解決されたケースも多く、係争発生から迅速な専門家の支援が有効です。

※平成27年度外国出願補助金フォローアップ調査(特許庁)

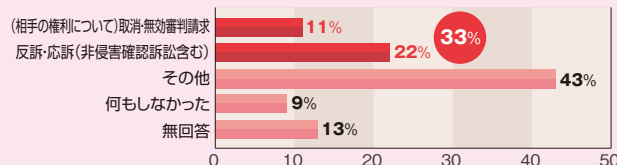
■ 権利侵害をしていると指摘を受けた経験
(回答企業数 620社)



■ 係争発生 権利侵害の指摘を受けた時の状況



■ 対抗措置 権利侵害の指摘を受けた時の対抗処置(複数回答)



経営リスクに対する備えは十分ですか…？

- 海外知財訴訟は、他の民事訴訟に比べ次の特徴があるため、巻き込まれた場合のリスクが高く専門的対応が必要であり、数百万円を超える**高額な係争費用が必要**となります。
- 高額な係争費用の発生は経営リスクであり、万が一の備えがないと、正当な権利を主張することもできず、**事業撤退もしくは会社の存続の危機に追い込まれる**可能性があります。

そこで

高額となる係争費用の備えとして、日本商工会議所の会員向けの
「海外知財訴訟費用保険制度」を創設

なんと

中小企業の加入は、
国からの保険料補助(1/2負担)あり

保険料補助制度についてはパンフレット裏面をご参照ください。

高額な係争費用となる背景

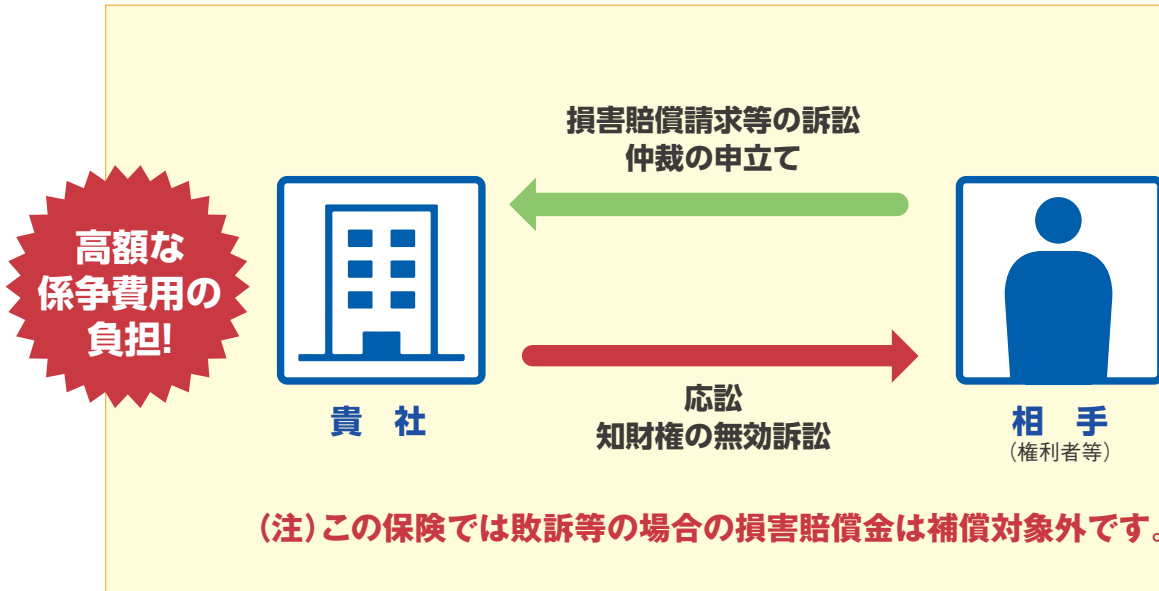
- ① 販売・利用の差し止め訴訟と相手の知財権の無効を争う訴訟が複合するケースが多い
- ② 新興国ではもともと権利のない他人が出願して知財権を取得しているケースがある
- ③ 差し止め請求や三倍賠償など、敗訴した場合の影響が大きい

他にも、海外での係争の場合、日本国内の弁護士事務所に依頼した上で、提携先の海外弁護士事務所にて応訴等をしており、二重で費用を負担するケースがあります。

リスクから皆様をお守りします。

保険金をお支払いする場合

貴社または貴社の現地法人等※1の製品やサービスの提供等によって、アジア地域※2において（日本、北朝鮮を含みません）、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として保険期間中に貴社または貴社の現地法人等※1がその権利者から損害賠償請求等の訴訟の提起または仲裁の申立てを受けることにより生じた費用を貴社が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



※1 現地法人等とは、アジア地域に所在する貴社と資本関係のある法人と貴社と販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある販売店をいいます。ただし、現地法人等が貴社の指揮、監督等を一切受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品や独自に使用する知的財産権は補償対象外です。

※2 「アジア」の定義は外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>) の「地域別インデックス(アジア)」に準拠します。

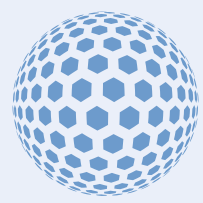
損害賠償請求等は、アジア地域内にある外国の法に基づき行われる次の請求*をいいます。

- ア. 損害賠償請求
- イ. 差止請求
- ウ. 信用回復措置請求
- エ. 不当利得返還請求

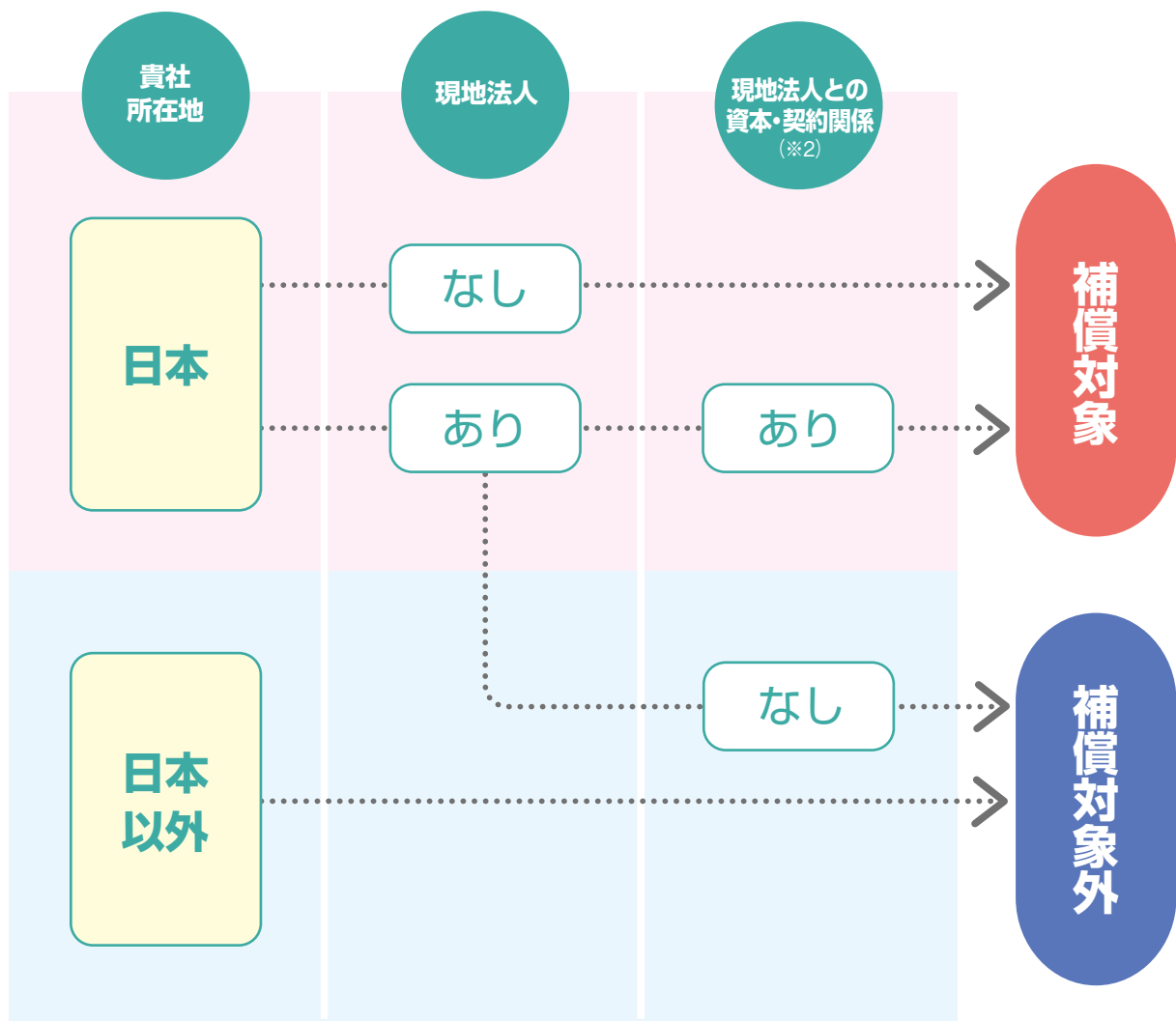
* 請求に付随してなされる審査、審判または訴訟による知的財産権に関する有効性の確認の求めを含みます。

そもそも… 知的財産権とは

発明、考案、意匠、著作物など、人が考案して生み出されたもので、**具体的には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などがあります。知的財産権は各国の法令により定められており、独占的に利用できる権利が保護されています。**著作権については、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に相当すると認められるものに限りします。

特許権	実用新案権	意匠権	商標権
 新規な発明をした者に与えられる独占権	 物の形状、構造、組み合わせに関する考案に与えられる独占権	 物のデザインの独占権	 自社の商品と他社の商品を区別するための文字、図形、記号、色彩などの独占権

補償対象判定フロー(※1)



(※1) 知財訴訟の係争指揮の主体が貴社である場合に限りです。

(※2) アジア地域に所在する貴社と資本関係のある現地法人と貴社と販売委託契約、販売代理店契約またはライセンス契約等の契約関係のある現地販売店をいいます。(以下「現地法人等」といいます。)ただし、現地法人等が貴社の指揮、監督等を一切受けずに行う業務や現地法人等が独自に開発した製品や独自に使用する知的財産権は補償対象外です。



ご契約にあたっての確認事項

1 アジア地域(※)の売上高(千円)

※アジア地域とは外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)の地域別インデックス(アジア)に記載の国です。ただし、日本と北朝鮮を除きます。

2	支払限度額(1訴訟/保険期間中)		免責金額
	500万円	1,000万円	10万円

3 中小企業基本法に定める中小企業者かどうか(詳細は最終ページをご参照ください。)



お支払いの対象となる費用

- (1) 貴社または貴社の現地法人等が権利者から訴訟の提起等を受けた日以後に貴社が負担した訴訟等に関する必要かつ有益な費用(弁護士報酬、鑑定費用またはその他の費用)で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの
- (2) 貴社または貴社の現地法人等が権利者から損害賠償請求等の訴訟を提起された後に、次のいずれかに該当する理由で貴社が引受保険会社(東京海上日動)の承認を得て、提起する訴訟または請求する無効の審判もしくは再審のために、貴社が負担した必要かつ有益な費用で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの

- ① 訴訟の提起それ自体が違法であること
- ② 訴訟の対象となっている第三者権利の主張または行使の方法が違法であること
- ③ 訴訟の対象となっている第三者権利が無効または行使不能であること

- (3) 貴社が引受保険会社(東京海上日動)の承認を得て行う、(1)または(2)に規定する訴訟の判決、決定もしくは命令に対して提起する上訴、仲裁の判断に対して提起する取消しの訴訟または審判の審決に対して請求する再審もしくは提起する訴訟または権利者が行う上訴等に関して、貴社が負担した必要かつ有益な費用で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの

- (4) 次の①または②の場合に、貴社が負担した必要かつ有益な費用で引受保険会社(東京海上日動)がその支出につき事前に承認したもの

- ① 現地法人等が権利者から損害賠償請求等の訴訟を提起された後に、貴社が引受保険会社(東京海上日動)の承認を得て、現地法人等が反訴の提起等を行う場合
- ② 貴社が引受保険会社(東京海上日動)の承認を得て現地法人等が上訴の提起等を行う場合または権利者が上訴の提起等を行う場合

ただし(1)から(4)までの費用には、次のものを含まません。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 貴社または貴社の現地法人等が支払うべき損害賠償金(和解金、解決金、懲罰的損害賠償金等名称が何であるかを問いません。)、不当利得返還金、実施料、罰金、過料およびこれらに準ずるもの ② 貴社または貴社の現地法人等が支払うべき、損害賠償、差止め、信用回復措置または不当利得返還を履行するための費用 ③ 権利者が支払うべき費用 ④ 貴社または貴社の現地法人等または貴社または貴社の現地法人等の役職員の報酬、賞与、給料、手当およびこれらに準ずる費用 | <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 貴社または貴社の現地法人等または貴社または貴社の現地法人等の役職員のうち、訴訟等の対応に常時従事している者が要した交通費、宿泊費およびこれらに準ずる費用(ただし、証人となった場合を除きます。) ⑥ 貴社または貴社の現地法人等が支払う通訳費用または翻訳費用のうち、法令、仲裁規則、裁判所の命令または仲裁人の決定により必要となったもの以外の費用 ⑦ 知的財産権の侵害にかかわりのない費用 |
|--|---|



保険金のお支払い方法

1 訴訟あたり「負担した費用」の額が、免責金額を超過する場合に限り支払限度額の範囲内で保険金として支払われます。



保険金をお支払いできない場合

- (1) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、貴社または貴社の現地法人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 | <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 保険証券記載の保険適用地域以外で発生した知的財産権の侵害 ⑥ 第三者権利の実施または使用に関する契約を貴社または貴社の現地法人等と締結している者または締結していた者と、貴社または貴社の現地法人等の間のその第三者権利に関する訴訟等 |
|--|---|

等

- (2) 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、保険金をお支払できません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に訴訟の提起等を受けたとき。
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者または貴社または貴社の現地法人等が、訴訟の提起等を受けるおそれがあることを知ったときまたは知ったと合理的に推定されるとき。
- ③ この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または貴社または貴社の現地法人等が訴訟の提起等を受けるおそれがあることを知った時または知ったと合理的に推定される時が、その時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中であったとき。

ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。(保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。)

◆ご契約の際のご注意

〈告知事項〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約が無効となります。(※)引受保険会社(東京海上日動)の代理店には、告知受領権があります。

〈通知事項〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じる場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社(東京海上日動)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約がある場合は、原則としてこの保険契約が優先して適用されます。詳しくは保険約款の内容によります。

〈責任開始期〉

保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前0時(加入依頼書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)から開始します。

〈加入者証〉

ご契約後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社(東京海上日動)にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

引受保険会社(東京海上日動)代理店は、引受保険会社(東京海上日動)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社(東京海上日動)代理店との間で有効に成立したご契約は、引受保険会社(東京海上日動)と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

〈ご加入者と被保険者が異なる場合〉

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

このパンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。保険期間中に、本制度の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、本パンフレット最終ページ記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、代理店担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

- この保険契約は、日本商工会議所を保険契約者とする商工会議所の会員向けの知的財産権訴訟費用保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本商工会議所が有します。「海外知財訴訟費用保険制度」は、本制度のペットネームです。
- ご加入の対象となる方は、商工会議所の会員事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。

このパンフレットは、知的財産権訴訟費用保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容の詳細は普通保険約款、および特約条項によります(団体契約者にお渡ししています)が、保険約款等の内容の確認を希望される方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

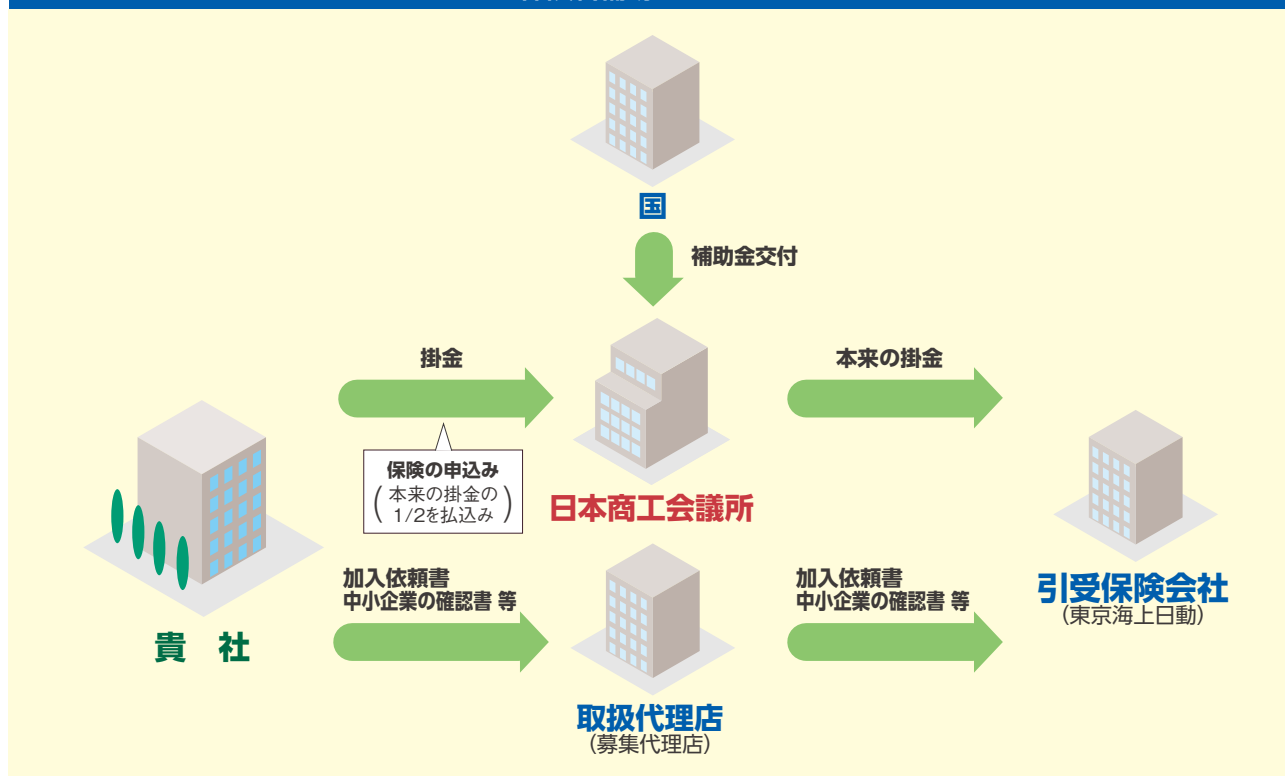


0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

保険料補助制度の仕組み

保険料補助イメージ図



保険料補助制度の対象となる方

保険料補助制度の対象となるのは、下表のとおり中小企業基本法に定められている中小企業者であって、商工会議所の会員事業者に限ります。

業種	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	または 50人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
製造業 その他	3億円以下	または 300人以下

※ご加入時に上記中小企業に該当するか、確認書等をご提出いただき、確認させていただきます。確認後に、中小企業基本法に定められている中小企業者でないことが判明した場合は、保険料補助制度の対象外として、不足する掛け金の額を追加で請求させていただきます。また、ご契約を解約した場合には、補助金の金額を追加で請求させていただきますのでご承知置きください。



国からの保険料補助金が予算上限金額に達した場合の掛け金負担額

国からの保険料補助金がないものとして、本来の掛け金の全額をお支払いいただきますのでご承知置きください。

〈保険料補助制度全般に関するお問い合わせ先〉

特許庁 総務部 普及支援課 TEL:03-3581-1101(代表) 内線 2145

保険料の払込方法

払込方法 一時払のみ

お振込み締切 指定口座へ6月20日(月)までにお振込みください。
※振込手数料は加入者様のご負担とさせていただきます。

振込先

金融機関名：みずほ銀行 丸ノ内支店(店番005)
口座番号：普通 4045115
口座名義人：日本商工会議所

中途加入の場合は、中途加入始期日の属する月の前月20日(※)までにお振込みください。(※)金融機関休業日の場合は前営業日

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉



〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

〈担当課支社〉